

財務省告示第三百五十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年十一月十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十二月九日

財務大臣 中川昭一

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（五年）（第七十七回）	財政法（昭和二十二年法律第三十号）第四条第一項及び平成二十年法律第四号）第四条第一項及び平成二十年法律（平成二十年法律第二十四号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受け、日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、「価格競争入札」と同時に「価格競争入札」において、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し

十 十
三 二

口 イ

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、 入 行 争

銭 額 銭 額
面 以 面 額
金 上 金 額
額 の 額
百 所 百 円
円 れ ぞ につ
に づ きの 必
つ き 百 円 二
十 八 十 七

(一) 年
一 募 入 〇
・ 決 定 通 知 受 け た 者
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 の 規 定 す る 期 日 に 払 込
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.0}{100} \times \frac{55}{365}$$

(二)
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ
る も の と し て は 振 替 口座 簿 中 の
口座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も
の に つ い て は 、 前 記 (一) の 算 式
よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金
額 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額
へ た だ し 、 当 該 国 債 を 発 行 時

十四 初期利子

において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十一年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六

償還金額

平成二十五年九月二十日額面金額百円につき百円

十七

償還金額

日本銀行

十八

元利支

財務大臣から通知を受けた者

十九

払込期日

平成二十年十一月十四日